

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内 受給には手続きが必要です。

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

給付金の支給時期

坂祝町が確認書(または申請書)を受
理した日から2週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
の世帯 ※注1

令和4年1月～9月分の収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯) ※注1

**坂祝町から
対象世帯へ確認書が届きます**
(令和3年度分は既に郵送済。令和4年度分は
後日郵送予定。)
確認書の内容をご覧ください、必要
事項を記入のうえ、返信してください。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です 
申請期間: 令和4年6月1日(水)
～令和4年9月30日(金)
申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。
【申請書配布先】坂祝町役場企画課 ☎66-2411

詳しくは裏面「II」へ

※注1 令和3年度 住民税非課税世帯給付金の支給対象世帯と同一の世帯又は当
該世帯の世帯主であったものを含む世帯、若しくは家計急変世帯分に対
する給付金を既に受けられた世帯は、支給対象外です。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I-① 令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

既に対象世帯に確認書を郵送しています(令和4年5月25日現在)

- 対象となる世帯には、坂祝町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が郵送されています。
- まだ確認書を返信されていない方は、確認書の内容(支給要件、振込先等)を確認して、坂祝町に返信してください。 ※提出期限：令和4年8月5日(金)

I-② 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

令和3年12月10日に日本国内の市区町村に住居登録され、
令和4年6月1日に坂祝町の住民基本台帳に登録されている世帯で、
住民税均等割が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、後日坂祝町から給付内容や確認事項が書かれた確認書を郵送します。
- 確認書の内容(支給要件、振込先等)を確認して、坂祝町に返信してください。

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、申請時に住民登録のある市区町村で、申請してください。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月から9月までの任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。
(坂祝町の場合は右表を参照)

※2 令和3年度に全世帯へ郵送した家計急変世帯分の申請書等は、6月以降、様式が変更となります。申請される方は、様式を役場企画課で受け取ってください。

新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

扶養している親族の状況	給与収入の場合	所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族(2名)を扶養している場合	168.0万円	110.8万円
配偶者・扶養親族(3名)を扶養している場合	209.7万円	138.8万円
配偶者・扶養親族(4名)を扶養している場合	249.7万円	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	1,350,000円



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、坂祝町企画課や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター
☎0120-526-145
受付時間/9:00~20:00(土日祝、12/29~1/3を除く)

坂祝町役場企画課
「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口
☎0574-66-2411(直通)
受付時間/平日9:00~17:00